

〈令和8年10月発行〉

短時間保育

令和9年4月～令和10年3月入園 申込み用

長時間保育

令和9年4月～令和10年1月入園 申込み用

令和9年度 杉並区立子供園 【短時間保育・長時間保育】 利用案内



◎問い合わせはこちらへ◎

杉並区子ども家庭部保育課子供園・幼稚園係
(区役所東棟3階6番窓口)

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 TEL 03(3312)2111(代表)

申請書類について

- 申請書類は、区ホームページ（ページID1108）からダウンロードが可能です。

※電子申請フォームで簡単に電子申請も可能です。

※子供園【短時間保育】入園申請は電子申請できません。園に直接申込書を提出してください。

※年度途中に入園希望の方は、入園希望月の前々月末に区立子供園の空き状況を区ホームページ（ページID 1068）でご確認のうえ、申込みください。

《電子申請で手続き》

- ・杉並区立子供園入園申請【長時間保育】
- ・施設等利用給付認定申請
- ・杉並区立子供園 保育時間（保育種別）変更申請
- ・復職証明書 提出フォーム
- ・杉並区立子供園 入園申請取下げ届
- ・杉並区立子供園 退園届 提出フォーム

《申請書をダウンロード》

- ・杉並区立子供園入園申請書【短時間保育】兼 教育・保育給付認定申請書（確認書）
- ・杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書（確認書）
- ・施設等利用給付認定申請書
- ・変更認定申請書（区立子供園）
- ・杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書
- ・杉並区立子供園転園申請書
- ・杉並区立子供園入園申請取下げ届
- ・杉並区立子供園退園届
- ・児童の状況
- ・就労証明書
- ・就学証明書
- ・診断書（保育の必要性の認定用）
- ・介護状況申告書・介護状況表（区立子供園）
- ・診療情報提供書（区立子供園）
- ・ひとり親であることの申請書
- ・同居（入居）同意書（区立子供園）
- ・受託証明書
- ・育児休業対象外であることの証明書
- ・復職証明書（区立子供園）
- ・育児休業取得（予定）証明書
- ・変更理由申出書
- ・届出事項変更届（区立子供園）
- ・杉並区立子供園保育の実施停止申請書
- ・証明書（確認書）発行願い

※変更届は、子供園窓口または保育課子供園・幼稚園係にあります。

空き状況



ページ ID 1068

申請書類



ページ ID 1108

共通

1	区立子供園について	1
2	認定について	2
3	認定の手続きについて	3
4	入園申込みについて	4

短時間保育

5	令和9年度 入園募集について	6
6	令和9年4月入園 定期募集～追加募集	7
7	令和9年5月～令和10年3月入園	8

長時間保育

8	令和9年度 入園募集について	9
9	令和9年4月入園 定期募集～追加募集	11
10	令和9年5月～令和10年1月入園	12
11	申込書類と保育を必要とする要件	13
12	注意事項	15

共通

13	入園後の手続き	19
----	---------------	----

その他

14	一時保育について	20
15	給食・弁当について	21
16	よくある質問	23

～主な変更点とお知らせ～

◎令和 10 年度から土曜日が休園日となります◎

今まで区立子供園の休園日は、日曜日・国民の祝日・年末年始でしたが、
令和 10 年 4 月から土曜日も休園日となります。

○土曜日の保育は令和 9 年度（令和 10 年 3 月）で終了します。

※施設等利用給付 2 号認定（新 2 号認定）で認定されている場合でも、
土曜保育はご利用いただけません。



1 共通 区立子供園について

区立子供園は、教育及び保育を一体的に行う杉並区独自の幼保一体化施設です。国の定めた「認定こども園」とは異なり、文部科学省の基準に則り、幼稚園の認可を得た**新制度幼稚園**です。毎年、杉並区教育委員会に教育課程の届け出が義務付けられています。子供園では、短時間保育児と長時間保育児が同じ学級で過ごし、共に活動しています。また、子育て支援事業として在園児の一時保育を実施しています。現在、6つの子供園（下高井戸、堀ノ内、高円寺北、成田西、高井戸西、西荻北）を設置しています。

(1) 子供園の一日の生活

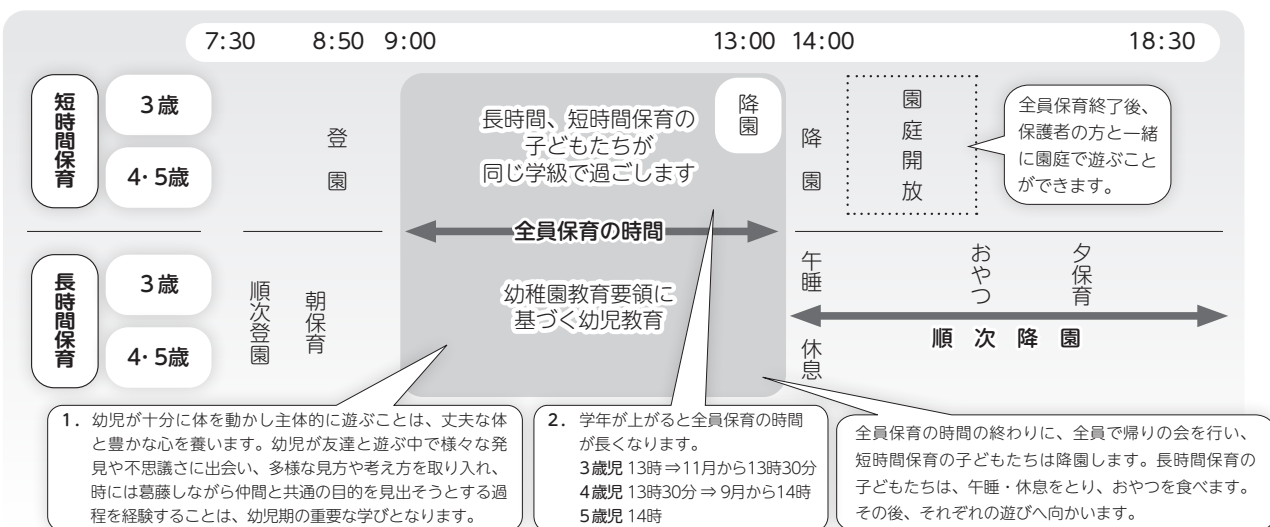
【短時間保育】月曜日から金曜日の午前9時から午後2時まで(月2回程度午前11時45分まで)
※全員保育の開始10分前(8時50分)に登園します。

【長時間保育】月曜日から土曜日の午前7時30分から午後6時30分の間で、保育を必要とする時間
※短時間保育が休みとなる夏休み・冬休み・春休みも長時間保育を行います。ただし、国民の祝日及び年末年始はお休みです。

※子供園では午後6時30分以降の延長保育は実施しません。

※令和10年度から土曜日は休園日となるため、土曜日の保育は令和9年度(令和10年3月)で終了します。

〈一日の過ごし方〉



(2) 子供園所在地及び令和9年度の学級編制

子供園名	所在地・電話番号	保育種別	定 員					
			3 歳児		4 歳児		5 歳児	
下 高 井 戸	下高井戸4-38-15 03-3303-9485	短 時 間	1 学級	9 名	1 学級	21 名	1 学級	21 名
		長 時 間		14 名		14 名		14 名
堀 ノ 内	堀ノ内1-9-26 03-3313-3437	短 時 間	1 学級	9 名	1 学級	21 名	1 学級	21 名
		長 時 間		14 名		14 名		14 名
高 円 寺 北	高円寺北2-14-13 03-3330-0340	短 時 間	1 学級	9 名	1 学級	21 名	1 学級	21 名
		長 時 間		14 名		14 名		14 名
成 田 西	成田西2-24-21 03-3311-3876	短 時 間	1 学級	9 名	1 学級	21 名	1 学級	21 名
		長 時 間		14 名		14 名		14 名
高 井 戸 西 ※	高井戸西3-15-4 03-3332-9020	短 時 間	1 学級	9 名	1 学級	21 名	1 学級	21 名
		長 時 間		14 名		14 名		14 名
西 荻 北	西荻北1-19-22 03-3399-0848	短 時 間	1 学級	9 名	1 学級	21 名	1 学級	21 名
		長 時 間		14 名		14 名		14 名

※ 高井戸西子供園の改築計画は、これまでの計画の見直しに伴い、休止中です。見直し後の計画内容については未定です。

2 共通 認定について

教育・保育施設の利用または幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、認定が必要です。認定は、保護者からの申請に基づき、下表の認定区分に応じて、区が審査・決定します。

無償化の対象について

幼児期の教育・保育が重要であること及び少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、令和元年10月から保育料の無償化が開始されました。無償化に係る費用は全額公費(国・都・区)で負担しています。

対 象	認 定 の 種 類	無 償 化 の 範 囲
(A) 区立子供園【短時間保育】 (保育の必要性のない方)	教育・保育給付1号認定	月額保育料(午前9時～午後2時)を無償
(B) 区立子供園【短時間保育】 (保育の必要性のある方)	教育・保育給付1号認定 + 施設等利用給付2号認定 (新2号)	月額保育料(午前9時～午後2時)を無償 一時保育料1日当たり490円を補助
(C) 区立子供園【長時間保育】		月額保育料及び預かり保育料を無償 (最大11時間)

施設等利用給付2号(新2号)認定(保育の必要性の認定)について

保育を必要とする事由	認 定 有 効 期 間	(B) 区立子供園 【短時間保育】 (保育の必要性のある方)	(C) 区立子供園 【長時間保育】
就労	就労している期間 (1ヶ月に48時間以上就労することを常態とすることが条件) ※育児休業中の方は復職月から有効	○	○
疾病または障害	各事由が生じている期間	○	○
介護または看護		○	○
災害復旧		○	○
妊娠または出産	出産予定月の前2ヶ月から、出産(予定)日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	○	×
求職活動	認定希望月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで	○	×
就学(職業訓練)	在学している期間	○	○
虐待・DV	保育を必要とする期間	○	○

- (B)【短時間保育】(保育の必要性のある方)、及び(C)【長時間保育】の方は年に1回現況確認(就労証明書等の提出)が必要です。
- (C)【長時間保育】の方は、保育を必要とする事由や状況に応じて、保育時間を園と相談してください。



(1) 必要な手続きについて

- 教育・保育給付 1 号認定の申請…全員必要
- ※区立子供園へ入園時に提出する**杉並区立子供園入園申請書 兼 教育・保育給付認定申請書**が認定申請を兼ねているため、改めての手続きは不要です。
- 施設等利用給付 2 号認定（新 2 号認定）の申請…保育の必要性のある方（詳細は P2、P13、P14、P20 をご確認ください）のみ必要
- ※短時間保育の方…保育の必要性の認定が必要な場合のみ、新たに申請が必要です。
施設等利用給付認定申請書及び保育の必要性を確認する書類を認定希望月の前月末日までに保育課へ提出してください。
- ※長時間保育の方…**杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書**が認定申請を兼ねているため、改めての手続きは不要です。
- 変更認定の申請…保育の必要性の認定を受けている方の保育を必要とする事由が変更・消滅等する場合のみ必要
- ※認定事由の変更や有効期間の変更等を行うため、**変更認定申請書**を認定終了月の末日までに保育課へ提出してください。
- ⇒認定区分に応じて審査を行い、認定を決定した方には「教育・保育給付認定・施設等利用給付認定通知書」を交付します。
- ※保育の必要性が認められない場合は、保育の必要性がない旨の通知をします。

(2) 保育の必要量について

施設等利用給付 2 号認定（新 2 号認定）を受けた場合、認定事由や状況に応じて、保育施設の利用可能な上限時間を「保育必要量」として認定します。認定事由が「就労」の場合、就労先の 1 日の拘束時間と通勤時間（子供園と職場の往復に要する時間）を足した時間により、判断します。

区分	内容	判断基準（例）
保育標準時間	1日最大11時間まで	「就労」で拘束時間＋通勤時間が8時間を超える場合 等
保育短時間	1日最大8時間まで	「就労」で就労時間が月48時間以上、「求職活動」 等

※復職と同時に短時間勤務制度を利用する際の保育必要量は、時間短縮後の勤務時間で認定します。

(3) 現況の確認について

施設等利用給付 2 号（新 2 号）認定を受けた幼児の保護者は、子ども・子育て支援法第 30 条 7 の規定により、認定事由の現況を確認することとなっています。短時間保育に在園している方は 6 月頃、長時間保育に在園している方は 12 月頃に就労証明書等の提出による現況確認を行います。

(1) 申込みできる幼児

- 下記の幼児が入園申込日現在、保護者とともに杉並区に住民登録をしていることが要件になります。
- 3 歳児：令和 5(2023) 年 4 月 2 日～令和 6(2024) 年 4 月 1 日生まれ
 - 4 歳児：令和 4(2022) 年 4 月 2 日～令和 5(2023) 年 4 月 1 日生まれ
 - 5 歳児：令和 3(2021) 年 4 月 2 日～令和 4(2022) 年 4 月 1 日生まれ

短時間保育

4 月入園定期募集の対象は、3 歳児・4 歳児です。5 歳児は 4 月入園追加募集 4 回目から空きがある場合のみ申込みできます。

長時間保育

4 月入園定期募集の対象は、3 歳児です。4 歳児・5 歳児は 4 月入園追加募集から空きがある場合のみ申込みできます。

(2) 杉並区外に住民登録があり、転入予定で申込む場合

- 4 月入園の定期募集は原則として申込みできません。（受付期間中に杉並区に住民登録がない方）
- 4 月入園の追加募集以降は、入園希望月の前月末日までに転入予定かつ定員に空きがある場合のみ申込みできます。
- 入園申請書類に加えて、以下の書類を入園希望月の申込締切日までにご提出ください。

〈必要書類〉

①入園希望月の前月末日までに杉並区に居住することが確認できるいずれかの書類

所有形態	入居先	必要書類
自己所有	新たに購入した物件またはすでに所有している物件にお住まいになる場合	・住宅の売買契約書のコピー※ (転入先住所、引渡日(入居可能日)、契約者双方の記名・押印)
他者所有	賃貸借契約によって借りる物件にお住まいになる場合	・賃貸借契約書のコピー※ (転入先住所、引渡日(入居可能日)、契約者双方の記名・押印)
	杉並区内に住民登録がある親族等と同居する場合	・同居(入居)同意書(住民登録がある人が記載)
	社宅、または会社が借上げた物件にお住まいになる場合	・入居同意書(社宅用)(会社が記入) ・会社が物件を所有・借上げしていることが分かる書類
上記に該当がない場合		保育課子供園・幼稚園係にご相談ください。

※押印入りの契約書が締切日までに用意できない場合はご相談ください。

②児童の氏名、生年月日が確認できるいずれかの公的な書類

- …住民票の写し（コピーでも可）、パスポート、母子健康手帳の出生届出済証明ページのコピー等
- 〈転入後の手続き（本申込み）〉
- 入園希望月の前月末日（土・日・祝日の場合は、その前開庁日）までに転入届を提出し、杉並区民として杉並区立子供園入園申請書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書及びマイナンバー記入用紙を記入のうえ、保育課子供園・幼稚園係に速やかに提出してください。
 - 入園希望月の前月末日までに転入届が提出できない場合、または転入しても杉並区民としての書類提出がない場合は、原則申込無効、または内定取消となります。



申請書類



ページID 8698

(1) 申込方法

P4「4(共通) 入園申込みについて」を必ず確認してください。

〈受付方法〉

○入園申込日または申込締切日までに入園を希望する園に直接申込みをしてください。(郵送不可)

○申込みは 1 園のみです。子供園【長時間保育】との同時申込みはできません。

○内定しなかった場合、再度申込みが必要です。

〈必要書類〉

杉並区立子供園入園申請書【短時間保育】兼教育・保育給付認定申請書(裏面 確認書)

(2) 申込みにあたっての注意

申込み後に家庭の状況が変わった場合

氏名・住所・電話番号・保護者(世帯主)の変更・結婚した・離婚した等、その他家庭状況が変わった場合は速やかに申込みをした子供園と保育課子供園・幼稚園係にご連絡ください。

子供園【短時間保育】に在園中の方が他の子供園【短時間保育】に転園申込みをする場合

定員に空きがある場合のみ申込みできます。

以下の書類を転園希望月の申込締切日までに転園を希望する園に直接提出し、申込みをしてください。

〈必要書類〉

●杉並区立子供園転園申請書

●確認書(杉並区立子供園入園申請書【短時間保育】兼 教育・保育給付認定申請書 裏面)

子供園【短時間保育】に在園中の方で子供園の【長時間保育】へ変更申込みをする場合

定員に空きがある場合のみ申込みできます。

以下の書類を変更希望月の申込締切日までに、保育課子供園・幼稚園係に提出するか、電子申請をしてください。

〈必要書類〉

●保育種別変更申請書

●杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書(裏面 確認書)

●児童の状況

●保育の必要性を確認する書類(父母ともに各 1 部) P13.14 参照

●マイナンバー記入用紙(すでに施設等利用給付 2 号(新 2 号)認定をお持ちの方は不要)

※求職活動中・妊娠出産要件での申込みはできません。

※認可保育所と異なり申込有効期間はありませんので、毎回申込みが必要です。

ただし、「保育の必要性を確認する書類」は初回申込みから 6 か月間有効です。有効期間内かつ定員に空きができた場合、保育種別変更申請書及び杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書(裏面 確認書)を対象月の申込み締切日までに提出することで申込みができます。 P9「8(長時間保育) 令和 9 年度 入園募集について(2)」例参照



ページID1108

(3) 認可保育所との併願について

認可保育所との併願は可能ですが、子供園に内定すると、自動的に認可保育所の利用調整(選考)の対象外となります。

引き続き認可保育所の選考を希望する場合は、定められた期日までに子供園の「内定辞退」の手続きが必要です。ただし、この辞退による選考復活ができるのは「4 月入園の定期募集・追加募集(1・2 回目)」のみです。

入 園 申 請	認可保育所との併願	子供園辞退による認可保育所選考の復活	辞退(取下げ届)提出期限
4月入園定期募集(短時間・長時間)	可能	可能	令和8年12月11日(金)まで
4月入園追加募集1・2回目(短時間)追加募集(長時間)	可能	可能	令和9年 2月 5日(金)まで
4月入園追加募集3・4回目(短時間)	不可	—	—
5月入園以降(短時間・長時間)	可能	不可(※辞退しても選考は行いません)	—

注 意

○子供園の内定を辞退し、認可保育所の選考を希望する場合は、上記期日までに「杉並区立子供園入園申請取下げ届」を必ず提出してください。(提出方法等の詳細は、下記「(4) 申込み・内定を取り下げる／辞退する場合」をご参照ください。)

○入園申込みスケジュール(追加募集の回数等)の詳細は、各案内ページをご確認ください。

(4) 申込みを取り下げる／内定・補欠を辞退する場合

申込みを取り下げる場合

保育課子供園・幼稚園係または申込みした子供園に申請取り下げの電話連絡をしたうえで「杉並区立子供園入園申請取下げ届」を提出してください。

内定を辞退する場合

保育課子供園・幼稚園係または内定した子供園に内定辞退の電話連絡をしたうえで「杉並区立子供園入園申請取下げ届」を提出してください。

補欠を辞退する場合

短時間保育の抽選の結果、補欠になった方で入園意思がなくなった方は、保育課子供園・幼稚園係または申込みした子供園に補欠辞退の電話連絡をしたうえで、「杉並区立子供園入園申請取下げ届」を提出してください。

⇒上記すべての「杉並区立子供園入園申請取下げ届」の提出は、保育課へ電子申請または子供園に直接提出してください。



募集人数等【短時間保育】

子供園名	3歳児	4歳児	入園申込日	入園選考日	入園選考受付開始時間	
下高井戸	9名	12名	11月1日(日) 午前9時30分～正午	11月18日(水)	3歳児 午後1時20分	4歳児 午後1時50分
堀ノ内	9名	12名		11月18日(水)	3歳児 午後1時30分	4歳児 午後1時30分
高円寺北	9名	12名		11月9日(月)	3歳児 午後1時00分	4歳児 午後1時00分
成田西	9名	12名		11月11日(水)	3歳児 午後1時00分	4歳児 午後1時15分
高井戸西	9名	12名		11月16日(月)	3歳児 午後1時15分	4歳児 午後1時15分
西荻北	9名	12名		11月18日(水)	3歳児 午後1時15分	4歳児 午後1時15分

★5歳児クラスは、追加募集4回目から定員に空きがある場合のみ申込みできます。

★杉並区外に住民登録があり、転入予定で申込む方は、追加募集以降、定員に空きがある場合のみ申込みできます。

申込み

●申込みは令和8年11月1日(日)のみ受け付けます。

入園を希望する園に直接申込みをしてください。

※入園申請書と引き換えに「入園申請受付証」を渡します。抽選となった場合は、受付証の番号が抽選番号になります。受付証は紛失しないように保管し、各園での入園選考日に必ず提示してください。

※11月1日時点で杉並区に住民登録のない転入予定の方は追加募集から申込みを受け付けます。

抽選

◇入園申込みの締切時点で、募集人数を超える応募があった場合は、園ごとに抽選を行います。申込み状況、抽選の有無については、11月1日(日)の申込み終了後に各園に掲示するほか、後日杉並区公式ホームページにも掲載します。

●抽選日：令和8年11月2日(月)

抽選結果

●11月2日(月)午後2時頃に杉並区公式ホームページに掲載します。

●11月4日(水)に結果のお知らせを発送します。また、抽選結果は抽選終了後、各園に掲示します。

※園に対する電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

※無抽選の場合は、結果のお知らせは送付しません。各園指定の入園選考を受けてください。

●当選・補欠の方、無抽選で内定となった方で入園選考を辞退される場合または申込みを取り下げる場合は、P5「4(共通)入園申込みについて(4)」をご確認ください。

入園選考(面接・健康診断)

無抽選または抽選に当選した幼児は、各園にて入園選考を受けてください。

●実施日時：P7の表に記載の受付開始時間に各園にお越しください。

●持参するもの：①入園申請受付証 ②母子健康手帳

③面接票、健康診断票(申込み時に用紙をお渡しします。)

④マイナンバー記入用紙

⑤上履き(幼児はバレエシューズ等かかとのある靴)と外靴を入れる袋

※やむをえず入園選考を欠席する場合は、必ず園に連絡をしてください。

※特別な配慮を要すると思われる幼児は、入園選考後に別途、入園調整委員会の判定を受けていただくことがあります。判定の結果によっては、入園できない場合があります。また、介助員の配置状況により入園をお待ちいただく場合があります。

入園決定(12月中旬)

面接と健康診断の結果、入園に支障がない場合は入園決定となり、入園決定のお知らせを発送します。ただし、入園調整委員会の判定を受けていただく場合はお知らせの発送は入園調整委員会の判定後となります。

追加募集…定期募集で定員に満たない園は、12月1日(火)から追加申込みを受付けます。

●募集人数：毎月月末に杉並区公式ホームページ「保幼(ぼよ)ナビ」に掲載します。

●申込み方法：定員に空きがある場合に、入園を希望する園で申込みを受付けます。

募集人数を超える申込みがあった場合は、後日オンライン抽選を行います。

募集人数公開日		申込締切日	3・4歳	5歳
1回目	令和8年11月30日(月)	令和8年12月10日(木)	募集あり	募集なし
2回目	12月25日(金)	令和9年1月12日(火)	募集あり	募集なし
3回目	令和9年1月29日(金)	2月10日(水)	募集あり	募集なし
4回目	2月26日(金)	3月10日(水)	募集あり	募集あり

【申込締切日】

入園希望月	申込締切日
令和9年5月入園	令和9年4月12日(月)
6月入園	5月10日(月)
7月入園	6月10日(木)
8月入園	7月12日(月)
9月入園	8月10日(火)
10月入園	9月10日(金)

入園希望月	申込締切日
令和9年11月入園	令和9年10月12日(火)
12月入園	11月10日(水)
令和10年1月入園	12月10日(金)
2月入園	令和10年1月11日(火)
3月入園	2月10日(木)



申込み

- 申込締切日**：定員に空きがある場合のみ申込みを受付けます。入園希望月の前月の1日から10日（閉園日の場合は翌開園日）午後5時までに入園を希望する園に直接申込みをしてください。
- 募集人数**：杉並区公式ホームページ「保幼(ぼよ)ナビ」に掲載（入園希望日の前々月末頃）※他の幼稚園からの転園の場合、同じ月に区立子供園と幼稚園には在籍できません。翌月1日からの入園となります。

【抽選がない場合】

【抽選がある場合】

抽 選

募集人数を超える応募があった場合は、園ごとに抽選を行います。詳細は入園申請受付証をご覧ください。

園から連絡

保育課から連絡

入園選考（面接・健康診断）

無抽選または抽選に当選した幼児は、各園にて入園選考を受けてください。
持参するものはP8を参照
※特別な配慮を要すると思われる幼児は入園選考後に、別途、入園調整委員会の判定を受けていただくことがあります。判定の結果によっては、入園できない場合があります。
また、介助員の配置状況により入園をお待ちいただく場合があります。

入園決定 面接と健康診断等の結果、入園に支障がない場合は入園決定となります。

8 長時間保育 令和9年度 入園募集について

(1) 申込方法

- P4「4(共通)入園申込みについて」を必ず確認してください。
- 子供園【長時間保育】は、保護者の就労等のため長時間保育を必要とする幼児が申込み対象になります。
 - ※申込書類と保育を必要とする要件を確認してください（P13、14参照）。

〈受付方法〉

- 申込締切日までに保育課子供園・幼稚園係へ電子申請で申込みをしてください。
電子申請でのお手続きが難しい場合は、郵送または窓口でご提出ください。
- 申込みは1園のみです。子供園【短時間保育】との同時申込みはできません。

(2) 申込みにあたっての注意

年齢上限のある認可施設に在園する児童の卒園後の保育施設利用について (連携施設利用調整) (4月入所選考のみ適用)

年齢上限のある認可施設（2歳児クラスまでの認可保育所及び地域型保育事業所（小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所に限る））を利用する児童には、その施設の卒園の時に、卒園後も認可保育所等の利用を希望する方を対象に、引き続き受け入れて保育を提供する認可施設等（以下「連携施設」）への優先的な利用調整（以下「連携施設利用調整」）が行われます。

卒園後に利用できる連携施設に区立子供園も含まれます。手続きの時期や方法は、10月ごろ該当する方に保育課認定・入園係よりお知らせします。

※詳細については、「令和9年度 保育施設利用のご案内（P20）」を参照してください。

申込有効期間について

認可保育所と異なり申込有効期間はありませんので、毎回申込みが必要です。ただし、「保育の必要性を確認する書類」は初回申込みから6か月間有効です。有効期間内かつ定員に空きがでた場合、杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書（裏面 確認書）1枚を対象月の締切日迄に提出することで申込みができます。

※【申込締切日】と【保育の必要性を確認する書類の有効期間】はP12「表1・2」参照

例) 5月入園申込みで書類を4月8日に提出したが、5月不内定だった。
その後、空きが出たらまた申込みをしたい。

	募集の有無	必要書類
6月	なし	申請不可
7月	なし	申請不可
8月	あり	杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】（裏面 確認書）1枚のみ
9月	なし	申請不可
10月	あり	杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】（裏面 確認書）1枚のみ
11月	あり	申請書類一式*

※11月入園希望の場合は4月に出した書類の有効期限が切れるため、新規申請が必要です。

育児休業中（取得予定）の場合

注 意 該当する方は必ず内容をご理解のうえ、お申込みください。

- 育児休業を取得している場合は、保育の必要性の事由が就労となるため、入園月中に復職することが条件です。
- ※入園する幼児の弟・妹の育児休業を取得している場合でも、復職が必要です。
- ※子供園長時間の育児休業特例期間は下の子の2歳の年度末までとなっています。
- ※復職後に短時間勤務制度を利用する際の保育必要量は、時間短縮後の勤務時間で認定します。（P3「3（2）」参照）
- 入園月中に育児休業を取得することがわかった場合は、内定の取り消しまたは退園となります。

※年齢上限がある杉並区内の認可保育所等・区保育室・区定期利用保育施設を卒園し、子供園長時間に4月入園した場合は、注意が必要です。下記を参照してください。

- 例) 令和9年4月 上の子が子供園長時間入園の場合
- ・令和9年4月1日時点で下の子の年齢が2歳の場合…育児休業取得中の方は復職が必要です。
(下の子の預け先を検討する必要があります)
 - ・令和9年4月1日時点で下の子の年齢が0～1歳の場合…2歳の年度末まで育児休業の取得が可能です。

子供園【長時間保育】に在園中の方が他の子供園【長時間保育】へ転園申込みをする場合

以下の書類を転園希望月の申込締切日までに保育課子供園・幼稚園係へ郵送または窓口で提出してください。

〈必要書類〉

- ・杉並区立子供園転園申請書
- ・確認書（杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 裏面）
- ・児童の状況
- ・保育の必要性を確認する書類（父母ともに各1部）



募集人数等【長時間保育】

子供園名	3 歳児	子供園名	3 歳児	子供園名	3 歳児
下高井戸	14 名	高円寺北	14 名	高井戸西	14 名
堀ノ内	14 名	成田西	14 名	西荻北	14 名

- ★3 歳児クラスは、地域型保育事業等の連携施設に設定されているため、募集枠が確保できない場合があります。
- ★4 歳児クラスと5 歳児クラスは追加募集から定員に空きがある場合のみ申込みできます。
- ★杉並区外に住民登録があり、転入予定で申込む方は、追加募集以降、定員に空きがある場合のみ申込みできます。

【申込受付期間】

令和8年10月15日（木）～令和8年11月30日（月）午後5時まで

原則、電子申請で申込みをお願いします。

電子申請でのお手続きが難しい場合は、郵送または窓口でご提出ください。

【郵送】送付先：〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 子ども家庭部保育課子供園・幼稚園係

郵送の場合は、提出期限までに必着となりますのでご注意ください。

【窓口】保育課子供園・幼稚園係（区役所東棟3階6番窓口）

子どもセンター（予約制です。裏表紙参照）

電子申請



ページID 1108

保育の必要性の審査・認定

必要性あり

保育の必要性がない旨の連絡をします。

必要性なし

選考会議（書類選考）

保育の必要性が認定された方を対象に、子供園長時間保育の選考基準により書類選考を行い、各園の募集人数に応じて、入園選考の対象となる幼児を決定します。

書類選考結果通知発送（12月上旬）

書類選考の結果および入園選考のお知らせを発送します。

入園選考（面接・健康診断）

入園選考の対象となった幼児は、各園にて面接と健康診断を受けてください。

※特別な配慮を要すると思われる幼児は、別途、入園調整委員会の判定を受けていただくことがあります。判定の結果によっては、入園できない場合があります。また介助員の配置状況により入園をお待ちいただく場合があります。

子供園名	入園選考日	受付開始時間
下高井戸	12月9日(水)	午後1時20分
堀ノ内	12月16日(水)	午後1時30分
高円寺北	12月16日(水)	午後1時00分
成田西	12月16日(水)	午後1時00分
高井戸西	12月14日(月)	午後1時15分
西荻北	12月16日(水)	午後1時15分

入園決定（1月中旬）

面接と健康診断等の結果、入園に支障がない場合は、入園決定となります。入園の決定についてのお知らせを発送します。

追加募集……定期募集で定員に空きのある園については、追加募集を行います。

●募集人数：令和9年1月18日（月）に杉並区公式ホームページ「保幼（ぽよ）ナビ」に掲載

●申込受付期間：令和9年2月1日（月）午後5時までに申込み
2月中旬に選考結果についてお知らせします。

空き状況



ページID 1068

- 申込受付期間：定員に空きがある場合のみ入園希望月の前月の1日から10日（閉庁日の場合は翌閉庁日）午後5時まで

※下表参照

※2月と3月の募集はありません。

※令和9年12月・令和10年1月入園の締切日は令和9年11月10日（水）です。

●募集人数：杉並区公式ホームページ「保幼（ぽよ）ナビ」に掲載（入園希望日の前々月末頃）

●申込方法：電子申請または、保育課子供園・幼稚園係（区役所東棟3階6番窓口）、各子どもセンターへご提出ください。
申込有効期間はありせん。ただし、保育の必要性を確認する書類は初回申込みから6か月有効 P9（2）参照。

電子申請



ページID 1108

保育の必要性の審査・認定

必要性あり

必要性なし

保育の必要性がない旨の連絡をします。

選考会議（書類選考）

保育の必要性が認定された方を対象に、子供園【長時間保育】の選考基準により書類選考を行い、各園の募集人数に応じて、入園選考の対象となる幼児を決定します。

結果発表

毎月20日頃に結果発表を行います。入園選考の対象となった方に、保育課から電話連絡します。

入園選考（面接・健康診断）

入園選考の対象となった幼児は、各園にて面接と健康診断を受けてください。

※特別な配慮を要すると思われる幼児は、別途、入園調整委員会の判定を受けていただくことがあります。判定の結果によっては、入園できない場合があります。また、介助員の配置状況により入園をお待ちいただく場合があります。

入園決定

面接と健康診断等の結果、入園に支障がない場合は、入園決定となります。入園の決定について、園から連絡します。

表1【申込締切日】 申込締切日の午後5時まで

入園希望月	申込締切日
令和9年5月入園	令和9年4月12日（月）
6月入園	5月10日（月）
7月入園	6月10日（木）
8月入園	7月12日（月）
9月入園	8月10日（火）
10月入園	9月10日（金）
11月入園	10月12日（火）
12月入園	11月10日（水）
令和10年1月入園*	
2月入園	入園の募集はありません
3月入園	

※1月入園の申込締切日が他の月に比べて早くとなっております。

※1月は空きの有無に関係なく申込みできますが、入園選考は空きがある園のみ行います。

表2【保育の必要性を確認する書類の有効期間】

申込書提出日	申込有効期間
令和8年11月	令和9年5月入園分まで
12月	6月入園分まで
令和9年1月	7月入園分まで
2月	8月入園分まで
3月	9月入園分まで
4月	10月入園分まで
5月	11月入園分まで
6月	12月入園分まで
7月	令和10年1月入園分まで
8月	2月入園分まで
9月	
10月	
11月	4月入園分まで
12月	5月入園分まで
	6月入園分まで

空き状況



ページID 1068

★下表の太字の書類は、区指定の書式でご用意ください。杉並区公式ホームページ「保幼（ぽよ）ナビ」の申請書ダウンロードサービスから印刷できます。

申請書類



ページID 1108

(1) 必須書類		
①～③は必須書類です（提出がないと保育の必要性の認定ができず利用調整の対象となります。）		
②と③は認可保育所等の申込みを同時にする場合は省略できます。		
① 杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書（裏面 確認書）		
② 児童の状況		
③ 保育の必要性を確認する書類 保護者(父・母)ともに各1部ずつご用意ください。(婚姻の事実がなくとも、子の保護者として生計を一にしている方(パートナー等)がいる場合は、相手方の書類も必要です。)		
注 意 就労証明書、診断書、在学証明書、就学証明書等は、 <u>申込日の3ヶ月前の1日以降に証明・取得</u> したものを提出してください。		
保育を必要とする事由		必要な書類
就 労	会社勤務の方	・ 就労証明書 （区ホームページに手書き用・エクセル版と記載要領があります。） ・ 保護者の氏名と所属している会社がわかる資料（保護者自身が会社を経営しており、自身で就労証明書を作成した場合のみ。社員証や給与明細・法人登記等のコピー）
	自営業 個人事業主の方	・ 就労証明書 （区ホームページに手書き用・エクセル版と記載要領があります） ・ 仕事の内容が分かる資料 (税務署に提出する個人事業の開業・廃業等の届出書、営業許可書、事業所やお店の賃貸契約書、開業していることが分かるパンフレットやホームページ等、仕入れ伝票、業務委託契約書のコピー等)
就学の方		・ 就学証明書 ・ 在学証明書または入学許可書等（在学期間が分かるもの）のコピー ・ カリキュラム、時間割等（就学証明書を提出する場合で、時間割表の記載がある場合不要）
疾病の方		・ 診断書（保育の必要性の認定用） ※かかりつけの医療機関等で上記様式の診断書を発行できない場合は任意の様式でも可。ただし、発症の時期、療養期間または通院の頻度、保育が困難な状況について具体的な記載があるものに限ります。
障害の方		・ 各種手帳のコピー（身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級）
介護・看護の方		・ 介護・看護状況申告書 ・ 診療情報提供書（介護・看護用） ※かかりつけの医療機関等で発行できない場合は、被介護者・被看護者に関する書類（要介護度がわかる介護保険被保険者証／障害支援区分通知書／身体障害者手帳／愛の手帳／精神障害者保健福祉手帳）でも可。 ・ 介護・看護の実態が分かるもの(直近のサービス利用票など) ※介護サービス等を利用されている方のみ
災害復旧の方		・ リ災証明書のコピー ・ 復旧活動の状況及び今後の見通しが分かるもの

○認可保育所等と異なり子供園【長時間保育】は、求職活動中、妊娠・出産要件での申込みはできません。
○就労証明書は、必ず勤務先から証明を受けてください。勤務先等に内容確認をすることがあります。

(2) 下記に該当する場合の追加書類 (提出がないと保育の必要性の認定ができず利用調整の対象となります。)	
注 意 以下の書類については、申込日の前月1日以降に取得したもの(更新が必要なものは最新のものを)を提出してください。	
ひとり親の方	・ ひとり親であることの申請書 ・ 申請保護者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または児童扶養手当証書・ひとり親医療証・児童育成手当認定通知書（継続認定通知書）のコピー・外国籍の方は独身証明書とその和訳
外国籍で永住権がない方	・ 在留カードまたは特定在留カードの両面コピー（認定の申請のみの場合も必要です） ※就労、求職活動で申し込む場合は、就労可能な在留資格または資格外活動許可を受けていることが必要です。許可を受けていない場合は保育の必要性の認定ができません。
杉並区外に住民登録があり、杉並区に転入予定の方	・ 入園希望月の前月末日までに杉並区に居住することが確認できる書類（P4参照） ・ 児童の氏名、生年月日が確認できる公的な書類（住民票の写し（コピーでも可）、パスポートのコピー、母子健康手帳の出生届出済証明のページのコピー等）
児童に障害がある、または児童が定期的に通院中の申込みの方※区から提出を依頼された場合	診療情報提供書 ※2回目以降の申込みの場合は、提出が不要となることもあるため、事前に子供園・幼稚園係にご相談ください。
(3) 該当する方は下記の書類が必要です	
※書類の提出がなくても利用調整の対象となりますが、利用調整時の調整指数、同一指数の場合の優先順位で影響があります。詳細は「令和9年度保育施設利用のご案内」P22～25を参照してください。	
令和9年4月～令和9年8月入園を申し込む方で、令和8年1月1日現在、国内に住民登録がなかった方	・ 勤務先が発行した令和7年1月から令和7年12月分（賞与含む）の給与証明書 ※外国語の場合は、日本語に和訳し、円に換算した内容で記載してください。
令和9年9月～令和10年2月入園を申し込む方で、令和9年1月1日現在、国内に住民登録がなかった方	・ 勤務先が発行した令和8年1月から令和8年12月分（賞与含む）の給与証明書 ※外国語の場合は、日本語に和訳し、円に換算した内容で記載してください。
児童を他の保育施設・保育者に月ぎめで預けている方	・ 受託証明書
保育を必要とする事由が就労・就学で、保護者が各種手帳をお持ちの方	・ 各種手帳のコピー(身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級)
区内の民営認可保育所・地域型保育事業等に保育士としてお勤めの方（常勤または非常勤で80時間／月）※区職員は除く	・ 保育士証のコピー ※育児休業中の方のみ
生活保護受給中の方	・ 保護証明書のコピー
保護者全員が育児休業制度が無い又は取得不可の方	・ 育児休業対象外であることの証明書
平成26年4月以降に杉並区から転出し、申込日現在杉並区に住民登録がある方	・ 住民票の除票(コピーでも可) ※区内転居ではなく、区外に転居したものをご提出ください。
区民税非課税世帯の方	・ 保護者全員の非課税証明書（令和9年4～8月入園の場合は令和8年度非課税証明書、令和9年9月～令和10年2月入園の場合は令和9年度非課税証明書）
杉並区外に住民登録があり、杉並区に転入予定がある方	・ 保護者全員の課税（非課税）証明書 ※コピーでも可（令和9年4～8月入園の場合は令和8年度、令和9年9月～令和10年2月入園の場合は令和9年度のもの） ※発行手続きについては、自治体の担当窓口にお問い合わせください。
令和8年1月1日現在杉並区に住民登録がなかった方	
令和9年1月1日現在杉並区に住民登録がなかった方	
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親として申込み児童を養育している方	児童相談所が児童福祉法第27条第1項第3号に基づく措置（児童を里親に委託すること）を決定したことが確認できる書類（「措置通知書」など）

(1) 申込後、申込有効期間内に状況が変わった場合の届出について

- 利用調整は、申込締切日までに提出された保護者の保育が必要な事由に係る書類により指数を算定し、その指数をもとに行います。入園までの期間は提出された書類の状況に変更がないものとして利用調整を行います。状況が変わった場合は以下の内容を確認のうえ、必要な手続きをしてください。
- 申込締切日の翌日以降に保護者の保育が必要な事由に係る状況に変更があった場合、必要に応じて変更理由を求めます。また、変更後の状況により指数が下がることとなった場合、その理由によっては、入園内定の取消し、または入園月の末日で退園となる可能性があります。
- 調整指数、同一指数の場合の優先順位に係る変更は、必要書類を各月の申込締切日から2 開庁日後の午後5 時までに提出した場合、利用調整に反映します。

変更事項	必要書類
住所が変わった（区内転居）	区内転居の手続き後に、保育課子供園・幼稚園係に連絡してください。
出産休暇または育児休業を取得していた勤務先に復職をした	復職証明書 ※復職日以降に勤務先から証明を受けてください。
育児休業を延長した	育児休業取得（予定）証明書 ※延長後の育児休業期間を勤務先から証明を受けてください。
退職をして別の会社に就職した	①変更理由申出書
	②就労証明書（就労開始）
	③前職の離職日がわかる書類
	④就労開始2か月を目途に、就労証明書（満1 か月以上の実績入り）
退職をして自営業を開始した	①変更理由申出書
	②就労証明書（就労開始）
	③前職の離職日がわかる資料
	④仕事の内容がわかる資料（開業届・契約書等）コピー
	⑤就労開始2か月を目途に、就労証明書（満1 か月以上の実績入り）
就労内定で申込み後に、就労を開始した	①就労を開始したら、就労証明書（就労開始）
	②就労開始2か月を目途に、就労証明書（満1 か月以上の実績入り）
就学予定で申込み後に、就学を開始した	就学証明書（就学開始）、在学証明書または学生証のコピー
自営業で就労再開した	①就労を再開したら、就労証明書（再開）
	②就労再開2か月を目途に、就労証明書（満1 か月以上の実績入り）
勤務日数・時間が変わった	①変更理由申出書
	②就労証明書
その他、家庭状況が変わった	結婚・離婚をした、その他家庭状況が変わった時は園と保育課子供園・幼稚園係までご連絡ください。

※太字の書類は杉並区所定の様式です。区ホームページ（ページ ID:1108 ）からダウンロードできます。

(2) 在園中の手続き等について

子供園長時間利用にあたっての重要事項になります。必ずお読みいただき、必要な手続きを把握しておいてください。

○仕事内容が変わる

保護者の状況	必要書類
勤務日数・時間が変わった	①変更届 ②就労証明書
退職をして別の会社に就職した （ 転職をする をよく読んでください。）	①変更届 ②就労証明書（就労開始） ③前職の離職日がわかる書類 ④就労証明書（実績入り） ※就労開始2 か月を目途に、満1 か月の就労実績が記入されたものを提出してください。
退職して、自営業を開始した	①変更届 ②就労証明書（就労開始） ③前職の離職日がわかる書類 ④仕事内容がわかる資料（開業届・契約書等）コピー ⑤就労証明書（実績入り） ※就労開始2 か月を目途に、満1 か月の就労実績が記入されたものを提出してください。

転職をする場合

- 退職し就職するまでの求職期間は**3 か月以内**です。3 か月を越える場合は、子供園短時間の在籍に変更となり長時間の在籍はなくなります。求職期間中の保育時間については、原則短時間保育時間までの預かりです。
- 自己都合退職のほか、会社都合の解雇や倒産等、やむを得ない事情の場合も求職期間は同じです。速やかに以下の書類をご提出ください。

〈必要書類〉

- 変更届
- 杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書
- 変更認定申請書
- 前職の離職日がわかる書類
- 求職活動をしていることが確認できる書類（ハローワーク受付票のコピー、面接の日程や就職サイトへの登録が確認できる書類等）

保育の必要性がなくなった場合

長時間保育から短時間保育に在籍が変更になります（短時間保育に空きがなくても変更となります）。速やかに以下の書類をご提出ください。

〈必要書類〉

- 杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書
- 変更認定申請書

○出産予定がある

出産予定のある場合は以下のとおりに手続きしてください。

産前休暇に入る

産前休暇に入る時点で、**変更届※1**を提出する。

- 「その他」の欄に①～③を記載してください。
①産休開始日 ②出産予定日 ③父母育児休業取得予定の有無
- 保育時間については園と相談してください。



出 産 し た

出産後速やかに、**変更届※1**と**長時間保育利用に関する確認書**を提出する。

- 変更届の「世帯員増」の欄に①～③を記載してください。
①生まれた子の名前 ②生まれた子の生年月日 ③理由：出産のため

※1 変更届は、子供園窓口または保育課子供園・幼稚園係にあります。



「A 育児休業がない方」と「B 育児休業を取得する方」では手続きが異なります。
必要書類を受け取り、よく読んで手続きをしてください。

A 育児休業制度がない方

「出産した子が1歳に達する月の末日まで」は、長時間保育の枠で在籍できますが、期間内に就労を再開することが必要です。就労を再開する時期によって手続きが異なりますので、以下の必要書類をご確認のうえ、該当する書類を園に提出してください。

出産月の翌月から2か月以内に就労を再開する場合

- ①就労を再開したら、**就労証明書**（再開）
- ②就労再開2か月を目的に、**就労証明書**（満1か月以上の実績入り）

出産月の翌月から2か月以降に就労を再開する場合

出産月の翌月から2か月以降、就労再開するまでの間は、短時間保育の方と同じ利用時間になります。（P18「B 育児休業を取得する方」①～④を合わせてご確認ください。）

- 杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書
- 変更認定申請書

⇒就労再開後は、長時間保育の利用時間に戻ります。

- 杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書
- 変更認定申請書

就労を再開しない場合

産後就労意思がない場合、出産月の翌月から2か月で短時間保育への種別変更となります。

- 杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書
- 変更認定申請書

仕事を退職する場合

退職の翌日から短時間保育への保育種別変更が必要となります。

- 杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書
- 変更認定申請書

B 育児休業を取得する方

①**育児休業中は原則、短時間保育の方と同じ利用時間になります。**

②**長期休業期間中（春休み・夏休み・冬休み）は、登園できません。**

③**一時保育を利用する場合は、1時間あたり500円を徴収します。ひと月あたり原則10回まで利用できます。**

④**自園給食園での給食費は育児休業に入った翌月から短時間の費用となります。**

育児・介護休業法に基づく育児休業を取得する場合の特例（通称：育児休業特例制度）

「育児休業に係る子が2歳に達する月の月末まで（※）」は、育児休業を取得しながら長時間保育の枠で在籍できます。

※父母のうち一方のみが育児休業を取得し、勤務先の制度で2歳に達する月の月末以降も育児休業を取得できる場合は、育児休業に係る児童が2歳に達する年度の末日まで利用可能期間を延長できます。

育児休業を取得する方は、該当する書類を園に提出してください

〈卒園までに復職予定がある方〉

出生児が2歳になる年度末までは、長時間保育の枠で在籍できます。

提出書類

- 杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書
- 育児休業取得（予定）証明書
- 変更認定申請書

〈復職した時に必要な手続き〉

提出書類

- 杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書
- 変更認定申請書
- 復職証明書

※復職した後に、勤務先からの証明を取得してください。

〈卒園までに復職予定がない方〉

子供園短時間保育への種別変更 となります。

提出書類

- 杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書
- 変更認定申請書

家庭の状況が変わった場合

氏名・住所・電話番号・保護者（世帯主）の変更・結婚した・離婚した等、その他家庭状況が変わった場合は、**「変更届（※）」**を園に提出してください。

子供園を1か月以上休園する場合

休園は、最後に登園した日の属する月の翌月初日（月の初日の場合はその月）から最長2か月です。
必ず休園開始前に保育課子供園・幼稚園係または園へご相談ください。

〈必要書類〉

- ・休園開始前：**「変更届（※）」**に休園期間を記載して、提出してください。
 - ・登園再開後：**「変更届（※）」**に登園再開日を記載して、提出してください。
- 休園中に1日登園したり、年度が変わった場合でも、休園期間はリセットされません。
- 短時間保育の場合、夏休みは休園期間に含みません。（例：夏休み前の7月20日が最終登園日の場合、休園は最長10月31日まで）

保育の実施を停止する場合

在園中の児童が病気やケガ等で月の初日から末日まで続けて1か月以上休む場合は、保育の実施の停止をすることができます。（最長2か月まで）
保育の実施の停止を希望する月の前月末開庁日までに必要書類をご提出ください。

〈必要書類〉

- ・杉並区立子供園保育の実施停止申請書
- ・具体的な療養期間の記載が入った医師の診断書等

子供園を退園する場合

退園する月の末日までに**「杉並区立子供園退園届」**を園に提出するか、園に退園する旨を伝えたあとに電子申請をしてください。

区外に転出する場合

区外に転出する前に**「杉並区立子供園退園届」**を園に提出するか、園に退園する旨を伝えたあとに電子申請をしてください。
杉並区外に転出した場合は、転出した日の翌日から子供園に通えなくなります。

（※）「変更届」は、各子供園窓口または保育課子供園・幼稚園係にあります。

(1) 一時保育とは

在園児の保護者の方が、一時的に保育を必要とされる場合に、通常の保育時間に引き続く時間で1時間を単位として在園児をお預かりする保育制度です。
※利用方法は園に直接確認してください。

(2) 短時間保育をご利用の方の一時保育について

- ・実 施 時 期：原則として前年度からの在園児は各園が定めた日からです。
新入園児及び3歳児クラスは令和9年5月6日（木）からです。
- ・利用できる日時：**平日** 保育時間終了後から午後5時までの通常保育に引き続いて保育を希望する時間（1時間単位）
土曜日・長期休業中 午前9時から午後5時までの希望する時間（1時間単位）
※日・祝・12月29日から1月3日は除く
※令和10年度から土曜日は休園日となりますので、土曜日の一時保育は令和9年度（令和10年3月）で終了します。
- ・利 用 料 金：1時間500円
※施設等利用給付2号認定（新2号認定）を受けている方が就労等の認定事由で利用する場合は、1日あたり490円の補助を受けることができます。
※生活保護受給世帯は利用料金が免除となりますので、保育課子供園・幼稚園係へお申し出ください。
※在園児のみを保育の対象としているため、子育て応援券の利用はできません。
※他施設での一時保育利用料金は補助の対象外です。
- ・定 員：原則として各園5名まで（申請受付順）
- ・回 数：園児1人あたり月10回まで

＜施設等利用給付2号（新2号）認定を申請する場合＞

施設等利用給付認定申請書と保育の必要性を確認する書類（父母とも各1部 P13、14 参照）を一時保育利用月の前月末日までに保育課子供園・幼稚園係に提出してください。

(3) 長時間保育（8時間未満）をご利用の方の一時保育について

- ・実 施 時 期：子供園開園日
- ・利用できる日時：午前7時30分から午後6時30分の間で、8時間を超える利用をする場合に保育時間の前後の希望する時間に1時間単位で利用できます。
- ・利 用 料 金：1時間500円
※生活保護受給世帯は利用料金が免除となりますので、保育課子供園・幼稚園係へお申し出ください。
※在園児のみを保育の対象としているため、子育て応援券の利用はできません。
- ・定 員：原則として各園5名まで（申請受付順）
- ・回 数：園児1人あたり月10回まで

注 意 育児休業を取得している場合は、**（2）短時間保育をご利用の方の一時保育についてと同様の利用方法になります。**



(1) 自園給食

下高井戸子供園、成田西子供園、高円寺北子供園では自園調理による給食を原則週5回（月曜日から金曜日まで）提供します。

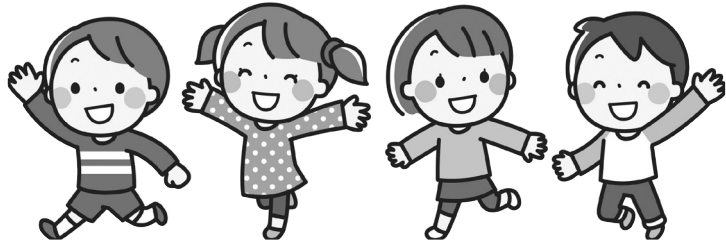
保育の種類	費 用	
短時間保育 ※ 1	3 歳児	月額 3,300 円 ※ 2
	4・5 歳児	月額 3,400 円
長時間保育 ※ 3	3・4・5 歳児	月額 4,300 円

- ※ 1 短時間保育は午前保育日の給食提供がありません。8月は夏休みのため給食費の徴収は年11か月分となります（一時保育利用時に給食提供を受けた場合は、1食あたり210円を徴収いたします）。
- ※ 2 短時間保育の3歳児は4月第3週から給食提供が始まります。
- ※ 3 長時間保育で育児休業を取得する方は、予め育児休業取得（予定）証明書等を提出することで、育児休業に入った翌月から短時間保育の給食費となります（提出がない場合は、長時間保育の給食費徴収が継続します。ご注意ください）。

(2) 搬入弁当

堀ノ内子供園、高井戸西子供園、西荻北子供園はお弁当持参が基本です。ただし保護者の希望による搬入弁当を原則週5日実施します（アレルギー対応はできません）。

	実施日	費 用
3 歳児	5月は週2回／月曜日・木曜日 6月以降は週5回／月曜日から金曜日	1食 200円
4・5 歳児	週5回／月曜日から金曜日 ※新入園の4・5歳児は5月から実施	



(3) 負担軽減について

給食等の食材料費は、無償化対象外です。ただし以下の①②いずれかに該当する幼児は副食費相当（おかず・おやつ代）が免除となるので、※必要書類を提出してください。提出がない場合は負担軽減の対象となりませんのでご了承ください。

- ①区民税所得割額 77,101 円未満の世帯の幼児
（世帯収入 360 万円未満相当の世帯の幼児）
- ②小学校第 3 学年以下の児童を対象に年齢の高い順に数えて第 3 子以降に該当する幼児
- ※必要書類…マイナンバー記入用紙（入園時提出している方は不要）、課税証明書、収入証明書等（住民税賦課期日の1月1日に、国内に住民登録がなかった方）

負担軽減の決定の仕方

負担軽減は、世帯の住民税額（区民税所得割）〔1月1日現在の住所地の市区町村が、前年の所得に基づいて賦課します〕に応じて決定されます。

- 負担軽減決定における住民税額の対象年度は以下のとおりです。

令和9年4月～令和 9年8月分：令和8年度区民税所得割額

令和9年9月～令和10年3月分：令和9年度区民税所得割額

- 賦課期日である1月1日に、国内に住民登録がなかった方は、杉並区民とみなして負担軽減のための審査をします。前年の所得を確認するため、必要書類をご提出ください。
- 修正申告等により税額が変更になった場合は、負担軽減対象月についても変更になる場合があります。
- 税額が変更になった場合は、保育課子供園・幼稚園係までご連絡ください。

(4) 支払いについて

原則口座振替でお支払いいただきます。
給食等を利用した月の翌月末日（土・日・祝日にあたる場合は翌営業日）に口座振替依頼書で指定された口座から引落しします。

【口座振替依頼書の提出について】

口座振替依頼書科目欄の子供園給食費に丸印をつけて手続きをしてください（科目欄に丸印がないと引き落としができません）。認可保育所から子供園へ入園する場合は、口座振替依頼書科目欄の子供園給食費に丸印をつけたもので新たに手続きをしてください。

Q

子供園は
お弁当をつくらなければ
いけないと
聞いたのですが…。



A

園によりそれぞれ給食や搬入弁当の提供とお弁当の持参を組み合わせています。

- 堀ノ内、高井戸西、西荻北はお弁当の持参が基本です。ただし、保護者の希望により搬入弁当を原則週5日提供します（アレルギー対応はできません）。
- 下高井戸、成田西、高円寺北では自園調理の給食を原則週5日提供します。
- 給食、搬入弁当の提供がない日は、お弁当を持参していただきます。

Q

P T A活動は
あるのかしら？



A

子供園には小学校と同じようにP T A活動があります。子どもたちのために職員と共に、保護者のみなさんと力を合わせて、園を支えていただいています。活動には無理のない範囲で参加していただいています。

Q

長時間保育の
延長保育は
できるの？



A

子供園では長時間保育の延長保育を行っていません。午後6時30分までのお迎えをお願いします。

Q

小学校のように
長期間の
お休みはあるの？



A

短時間保育は春・夏・冬休みがあります。長時間保育は長期間のお休み中も保育を行っています。ただし、長時間保育でも保護者が育児休業中の場合は春・夏・冬休みがあります。

Q

下の子のための
育休中です。
上の子はいつまで
長時間に在籍できる？



A

下の子が2歳の年度末まで長時間保育に在籍できます。それ以降、長時間保育に在籍する場合は、復職が必要です。下の子の預け先を検討する必要があります。

ご存知ですか？

杉並区子どもの権利に関する条例

区では、すべての子どもが権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会を目指して、「杉並区子どもの権利に関する条例」を制定し、令和7年4月1日に施行しました。



条例全文はこちらから▶

子どもにとって大切な権利 あらゆる場面で、子どもの権利を保障します

条例の基本理念は、世界中のすべての子どもが持つ権利を定めた「子どもの権利条約」の精神にのっとり規定しました。

子どもの権利に関する基本的な考え方(基本理念)

- どんな時でも、差別的扱いを受けることがあってはならず、個人として尊重されます。
- あらゆる場面で、年齢及び発達に応じて、その「思い、考え、意見」を表すことができ、これらが尊重されます。
- 自分に関係する全てのことについて、最善の利益（子どもにとって最もよいこと）が優先して考慮されます。
- 常に命を大切にされ、成長及び発達が図られます。

安心して生きる権利

- ・命が守られます。健康に生きて成長することができます。
- ・一人ひとりが大切にされて、愛されます。
- ・知られたくないことは秘密にできます。
- ・安心して過ごす居場所を持てます。



自分らしく生きる権利

- ・ありのままの自分が大切にされます。
- ・興味や関心があることに取り組むことができます。



育つ権利

- ・年齢や成長に合わせて、いろいろなことを勉強したり、自分のやりたい遊びができます。
- ・ゆっくり休むことができます。



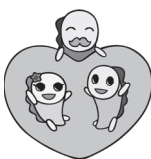
意見を聴かれる権利

- ・必要な情報を知り、自分の思いや考えを伝えることができます。
- ・子どもの思いや考え、意見が大切にされます。



守られる権利

- ・暴力、虐待、いじめ、体罰など子どもの心や体が傷つくような言葉や行動から守られます。
- ・心や体が傷ついたときは、すぐに助けてもらったり、救ってもらうことができます。



個別の必要に応じて支援を受ける権利

- ・国や性別などを理由に差別されません。
- ・それぞれの子どもの状況に合った助けが受けられます。



子どもの権利を守るために

子どもを取り巻く大人の役割

区、保護者、子ども関係施設、区民、事業者それぞれの役割を明確に定めることで、子どもの権利を保障します。

保護者

- ・子どもの意見を聴き、子どもにとって最善の利益を優先して考慮します。
- ・子どもが安心・安全に暮らすことができる生活環境を確保します。

子ども関係施設

- ・子どもの意見を聴き、施設運営を行うにあたっては、その意見を尊重します。
- ・子どもが安心・安全に過ごすことができる環境を整備します。
- ・子どもからの相談に対応できるようにします。

区民

子どもの意見を尊重し、子どもが様々な社会活動に参画できる機会を確保します。



杉並区

子どもの意見を聴き、子どもに関する様々な取組を考え、保護者等と協力しながら行います。

事業者

その会社で働く人が仕事と子育てを両立できるような雇用環境を整備します。

杉並区 子どもの権利相談・救済窓口 なみすけの子ども相談室

子どもが抱える悩みを解決するために、LINEやWEBフォーム・メールなどから子どもが気軽に相談できます。子どもの権利を守るためであれば、保護者など大人からの相談も受け付けます。



フリーダイヤル

なみなみ みんなよし

0120-7373-34

- ・上手く伝えられなくても大丈夫です。
- ・秘密は守ります。・お金はかかりません。

その他窓口詳細は
こちらから

開設時間・曜日

月・水・金／13:00～19:00
土／10:00～16:00
火・木・日・祝日・年末年始は休み



子供園入園申込方法について

提出先

短時間保育 園に直接

長時間保育 杉並区役所 東棟 3 階 6 番窓口

郵送受付

送付先 ※簡易書留・レターパックなど発着記録が残る方法でご送付ください。

〒 166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1
子ども家庭部 保育課 子供園・幼稚園係

子どもセンターのご案内

子どもセンターは保育所等の申込みや子育て支援サービスの相談・情報提供を行う窓口です。窓口利用の予約は不要ですが、利用日の1ヶ月前から予約することもできます。ただし、10月、11月は予約制になります。二次元コードから事前予約してください。

<受付時間> 月～金 午前8時30分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休み)



※高円寺子どもセンターは令和8年6月から、工事のため一時休止を予定しています。

荻窪子どもセンター	03 (5347) 2081
高井戸子どもセンター	03 (5941) 3839
高円寺子どもセンター	03 (3312) 2811
上井草子どもセンター	03 (3399) 1131
和泉子どもセンター	03 (3312) 3671

子供園に関する情報は、区ホームページでも提供しています。



ページ ID1085

子供園ホームページ

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s058/1085.html>



★各園で毎月未就園児の会を実施しています。
詳しくは各園のホームページをご覧ください。



〈申込み・問い合わせは保育課子供園・幼稚園係へ〉

杉並区子ども家庭部 保育課子供園・幼稚園係
(区役所東棟3階6番窓口)

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

東京メトロ丸ノ内線「南阿佐ヶ谷駅」徒歩1分

代表: 03-3312-2111